



無資格作業は絶対にさせないでください！！

当署管内で無資格作業による労働災害が発生しております。無資格作業は作業員本人だけでなく、周囲の労働者、第三者を含む重篤な労働災害を発生させることにつながります。

法令上の資格が必要な作業は、正しい知識と正確な技能を要する上に、危険を伴うものが大半です。知識及び経験不足による労働災害を防止するため法令では、作業内容等に応じた所定の免許、技能講習の資格所持者又は特別教育修了者のみ当該作業を行わせることができると定めています。

資格者の人数が少ないため、無資格が違法であると知りながら作業を行わせたものが散見されます。自社で行う全ての作業を確認し、必要な資格、資格所持者を把握することが重要です。資格を有する作業を行う場合には、複数資格所持者を配置し、会社が責任を持って無資格作業を撲滅してください。



資格関係の厚労省サイト

勤務間インターバル制度について

勤務間インターバル制度とは、「前日の終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、一定時間の休息を確保する」制度のことです。現在は、勤務間インターバル制度の採用が、努力義務となっています。労働者の心身の健康のためには、労働時間の削減も重要ですが、休息（＝睡眠）の重要性を理解することも大切です。十分な睡眠時間確保のためには、11時間のインターバル時間を設けることが推奨されています。

また、インターバル時間を設けることで、「同じ仕事を短い時間で仕上げる」といった、時間当たりの生産性意識が向上した事例もあります。十分な休息を得ることで注意力が高まり、ヒヤリハットが減少したというデータもあります。

1日の労働時間が長い傾向にある事業場の皆様は、ぜひ勤務間インターバル制度の導入を検討してみてください。



働き方・休み方改善
ポータルサイト→



副業・兼業に係るガイドラインを活用しましょう！

近年、副業・兼業などの多様な働き方への期待が高まっており、副業・兼業を希望している方が増加傾向となっています。副業には、収入を増やすことができる、自身のスキルアップができるなどのメリットがある反面、従業員の健康管理や機密情報の漏洩防止など、管理面での備えが重要となります。特に、副業・兼業をする場合、労働時間の通算には注意が必要です。通常、労働時間は労働を行った順に通算していき、時間外労働を算出しますが、副業の場合は、労働契約の先後の順で所定労働時間を通算し、所定外労働時間は、行った順に通算します。「副業・兼業の促進に関するガイドライン」には、具体例を用いた説明や、「管理モデル」の紹介、副業導入に向けての就業規則の整備についての解説が記載されています。ぜひ活用してください。



副業・兼業の促進に関する
ガイドライン⇒



キャリアアップ助成金を活用しませんか。

2024年10月から、従業員数51～100人の企業で働くパート・アルバイトの方は、社会保険加入（厚生年金保険・健康保険）が義務化されます（就業時間・収入等の要件あり）。最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大で、就業調整する従業員の増加は、人手不足の企業にとって深刻な課題です。

「年収の壁」対策として、労働者を新たに社会保険加入させ、収入を増加させる取組み（社会保険料の負担軽減のために手当等を支給、賃上げ、所定労働時間の延長等）を行った事業主に対して、労働者1人につき最大50万円が助成される「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」があります。

【お問合せ先】

長野労働局職業安定部職業対策課

TEL：026-226-0866



【編集後記】 爽秋の候。9月は全国労働衛生週間（10/1～7）の準備月間です。労働者の健康確保を意識した職場づくりを自主的に進めていきましょう！
（第30号：令和6年9月発行）